

堺市上下水道局機器材承認申請に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、堺市上下水道局（以下、「局」という。）機器材審査委員会要綱（以下、「要綱」という。）第3条における機器材を承認する期間、更新、取り下げ、申請様式等について必要事項を定める。

(申請)

第2条 製作（造）メーカーが要綱第2条及び3条に定める承認（新規、更新、変更）及び取り下げを求める場合は本基準に則って申請を行う。

(申請方法)

第3条 製作（造）メーカーが申請を行う場合は局が指定する様式に必要事項を記載し、原則として局が指定するEメールアドレスに送信または郵送するものとする。

2 前項でいう必要事項は以下のとおりとする。

- (1) 製作（造）メーカー名、住所、代表者名、担当者名
- (2) 製作（造）メーカー連絡先（Eメールアドレス、電話番号、FAX番号）
- (3) 承認（新規・変更・更新）、取消の種類
- (4) 承認、取り下げを求める材料名
- (5) 承認を求める材料の仕様及び関連する規格（更新時は不要）
- (6) 承認を求める材料の他水道事業体使用実績（新規のみ）
- (7) 製作（造）メーカーの概要を紹介する書類（新規のみ）
- (8) 変更内容（変更のみ）
- (9) その他水道技術管理者が求める事項

(承認有効期間)

第4条 承認有効期間は承認日を始期とする10年間とし、承認日は製作（造）メーカーに対する通知日とする。ただし平成25年3月31日までに承認された事項については10年間を経過した材料であっても令和5年3月31日まで承認を継続するものとする。

(通知)

第5条 要綱に則った手続きを行い、承認または取消された事項については局がその旨を通知する。

2 前項でいう必要事項は以下のとおりとする。

- (1) 第3条第2項(1)、(3)、(4)、(8)に係る事項

- (2) 承認有効期間
- (3) その他特記事項

3 事務局は製作（造）メーカーに対してその旨を通知しなければならない。

（更新）

第6条 製作（造）メーカーが承認有効期間の延長を求める場合、有効期間末日より30日前までに第3条第2項で定める事項を記載して更新を申請しなければならない。その有効期間は既有効期間末日の翌日を始期とする10年間とする。また次条で継承された事項における直後の更新も同様とする。

（特例）

第7条 製作（造）メーカーの倒産もしくは廃業が確認された場合は、その確認をもって承認を取り消すものとする。ただし他者と合併及び解散、承認材料の製造権の譲渡、社名変更等の事象がある際に承認の継承を求める場合は、その事象が発生する30日前までにその旨を局に通知すれば、既有効期間内に限り継承することができる。

（審議の省略）

第8条 取消、第6条及び第7条に係る事項は、委員会審議を省略することができる。ただし事務局はその旨を直後の委員会で報告しなければならない。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。